

社会保険労務士

さくら事務所便り

連絡先：〒223-0052

神奈川県横浜市港北区綱島東 5-4-5-108

電話番号：045-716-6080

e-mail : info@sakura-management.net

新型コロナワイルスワクチン接種証明書の申請受付 7月26日より

◆当面は海外渡航限定

欧州の主要国を中心に、新型コロナワイルスワクチンの接種証明書の提示により、いわゆる水際対策を緩和する動きがあることを受け、日本でも7月26日から市区町村において接種証明書発行の申請受付が開始されることとなりました。

7月12日の内閣官房長官記者会見によれば、接種証明書の提示により防疫措置の緩和等が認められる国や地域に渡航する場合に限って申請してほしいとされています。

◆接種証明書の内容

6月25日に内閣官房が開催した自治体向け説明会資料によれば、接種証明書には、新型コロナワイルスワクチンの接種記録（ワクチンの種類、接種年月日など）と接種者に関する事項

（氏名、生年月日、旅券番号など）が記載されます。

接種を受けると接種済証が交付されますが、こちらには英語の表記がなかったり偽造防止対策といった課題があつたりするということです。

◆接種証明書の交付を受けるには？

申請手続のデジタル化も検討されていますが、当面は書類申請のみとされ、窓口か郵送での受付となります。

申請時には①申請書、②パスポート、③接種券、④接種済証か接種記録書、またはその双方が必ず必要となります。

そのほか、パスポートに旧姓・別姓・別名（英字）の記載がある場合は旧姓・別姓・別名が確認できる本人確認書類、代理人による申請の場合は委任状、郵送する場合は切手を貼って返送先住所を記載した返信用封筒も必要となります。

◆国によって異なる水際対策

JETROが7月7日に公表している海外各国の水際対策は様々です。EU加盟各国では、接種証明書の提示により陰性証明書の提示や自主隔離等の義務が免除されますが、東南アジア地域では、シンガポールを除いて接種率が相対的に低く、ワクチン証明書に基づく入国制限や入国後の防疫措置の緩和は行われていないうことです。

今後、ワクチン接種が進むとビジネスシーンで海外へ赴くケースも増えてくることが考えられますが、渡航前には渡航先がどのような対策をとっているかの確認も求められることとなります。

**職場のルールの伝え方
「それは前に言っただろ！」と腹を立てる前に**

◆原因は伝え方にある？

最近では、パワハラという

文字が頭をよぎり、「それは前に言っただろ！」と頭ごなしに怒るという場面は少なくなっているかもしれません。職場のルールが徹底しないのは従業員が怠慢なのでしょうか？その原因は、ルールの伝え方にあるかもしれません。

◆そもそも注意したい点

まず、そもそも次のことを行った上でルールを伝えているか、振り返ってみる必要があります。

- ・矛盾するルールがないかチェックする（アクセントとブレーキを同時に踏んでいるような状態では、従業員が勝手に判断して行動します）
- ・ルールの目的を説明する（目的がわからなければ従おうという気にはなりません）
- ・ルール順守者を表彰する（みんなの前でほめることで、他の従業員がルールに気づき、ルールを守るといいことがある、と考えるようになります）
- ・繰り返して伝える（人は忘れる動物です。ルールを決めた本人が忘れているということもあります）

◆伝え方の工夫

そして、伝え方も、次のような点を意識する必要があります。

- ・画像などを使って方法をわかりやすくする

・データを使って基準を明確にする
・わかりやすい言葉、読みやすい文章にする
・すべての従業員に確実に伝える
また、出社している従業員にもテレワーク中の社員にも確実に伝えようと、ビジネスチャットツール（Teamsなど）を使用する場合もあるでしょう。そこで書き方でも一工夫必要です。単に文章として書いておけばよいのではなく、後から検索しやすいように、件名を付ける、キーワードとなる言葉（検索しやすい言葉）を盛り込む、読みやすい文字数に抑え、基となる資料がある場所のアドレスを貼る等をすると、使いやすいでしょう。

なお、チャットツール上に書かれているだけでは不足です。口頭での説明、繰り返し伝えること等と併せて行うことで効果が高まります。

職場のルールや規程は作っただけでは意味がありません。従業員がきちんと認識し、それに従って行動しようと思えるような伝え方が重要です。

7月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出〔前月以降に採用した労働者がいる場合〕
〔公共職業安定所〕

31日

- 個人事業税の納付〔第1期分〕〔郵便局または銀行〕
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付〔第2期分〕〔郵便局または銀行〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）〔雇入れ・離職の翌月末日〕
〔公共職業安定所〕

～当事務所より一言～